

別表十九の記載の仕方

- 1 この申告書は、法第84条((退職年金等積立金の額の計算))に規定する退職年金業務等(法附則第20条第1項((退職年金等積立金に対する法人税の特例))に規定する退職年金業務等に該当するものとみなされるものを含まず。)を行う内国法人又は法第145条の3((外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算))に規定する退職年金業務等を行う外国法人が法第88条((退職年金等積立金に係る中間申告))又は法第89条((退職年金等積立金に係る確定申告))の規定により中間申告又は確定申告(法第145条の5((外国法人に対する準用))において準用するこれらの申告を含まず。)をする場合に記載します。
- 2 「旧納税地及び旧法人名等」には、当期中に納税地若しくは法人名に変更があった場合又は合併法人が被合併法人の最後事業年度に係る申告をする場合に変更前の納税地又は法人名(被合併法人名)を、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載するなど参考となる事項を記載します。
- 3 「事業年度分の 申告書」の空欄には、確定申告をする場合は「確定」と、中間申告をする場合は「中間」と記載し、修正申告である場合は「修正確定」又は「修正中間」と記載します。なお、期限後申告である場合には、期限後申告書である旨を併せて記載してください。